

バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額

減額対象家屋等

【対象家屋】新築された日から10年以上を経過した住宅

※賃貸住宅の場合は対象外。併用住宅の場合は居住部分が2分の1以上のもの。

【工事期間】バリアフリー改修工事が平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了

【居住者の要件】次のいずれかの方が居住する住宅であること

- (1)65歳以上の方(改修工事完了年の翌年の1月1日における年齢)
- (2)要介護認定又は要支援認定を受けている方
- (3)障害のある方(地方税法施行令第7条各号に該当)

【工事内容の要件】次の工事で、国または地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額が1戸当たり50万円を超えるもの

- (1)廊下の拡幅
- (2)階段の勾配の緩和
- (3)浴室の改良
- (4)便所の改良
- (5)手すりの取付け
- (6)床の段差の解消
- (7)引き戸への取替え
- (8)床表面の滑り止め化

※ホームエレベーターの設置工事は対象になりません。

【床面積要件】改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

※耐震改修に伴う減額措置又は長寿命化の大規模修繕工事に伴う減額措置が現在適用されている住宅は、バリアフリー改修の減額措置の対象となりません。また、バリアフリー改修の減額措置の適用は1戸について1回限りとなります。

※バリアフリー改修に伴う減額と通常の省エネ改修工事に伴う減額とは併せて適用されますが、省エネ改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する減額とは併せて適用されません。

減額の内容

【対象税額】1戸当たり居住部分が100㎡までに相当する額(居住部分が100㎡までの家屋は全額)

※改修工事が改築とみなされる場合は、改築後の評価額から算出した税額をもとに減額します。

【減額率】1/3

【減額期間】1年間(バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分)

減額を受けるための手続き

【減額に必要な書類】1 バリアフリー改修住宅に係る固定資産税減額申告書

※申告書は各市税事務所固定資産税課にあります。

2 居住者の要件が確認できる書類(住民票の写し、介護保険被保険証、障害者手帳など)

3 改修工事に要した費用を証する書類(領収証等)

※補助金等を受けている場合はその額が確認できる書類も必要です。

4 工事内容を証する書類(工事明細書、工事の写真、建築士・登録性能評価機関等による証明など)

【提出期限】改修工事完了後、3か月以内(やむを得ない場合にはこの限りではありません。)

【提出先】管轄の市税事務所固定資産税課へご提出ください。

家屋の所在区	担当の市税事務所	電話番号
門司区	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所4階)	093-582-3371
小倉北区		093-582-3372
小倉南区	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 (コムシティ4階)	093-642-1462
若松区		093-642-1467
八幡東区 戸畑区		093-642-1467
八幡西区		